



# 交際費等の取扱い



“経理のプロ”になるために欠かせないのが「法人税」の知識。何にどのようにかかるのか、どのように処理すればよいのか、その基礎をレクチャーします。

税理士  
平井 満広

掲載(予定)テーマ	
①従業員の定義と役員給与	②使用者と被用者との区分
③交際費等の取扱い	④寄附金の取扱い
⑤寄附金控除の取扱い	⑥販賣部損失の処理

「交際費等」とは、法人税法では、交際費、接待費、機密費その他の費用とされています。

具体的には「得意先や仕入先等の取引先や会社の役員、従業員、株主等」に対して「接待や慰安のために出す費用」です。

ただし、次のような費用は交際費等から除かれます。

(1) 1人当たり5,000円以下の飲食費等

取引先等への接待でも、1人当たりの金額が5,000円以下の飲食費等は交際費等から除外します(全額が損金算入)。

役員や従業員のみで行なう社内飲食費は対象となりません(後述の一福利厚生費や一会議費)を参照)。この取扱いの適用を受けるためには、次の事項を記載した書類を保存する必要があります。

価以下で販売する、といった場合も、一定の金額は給与として取り扱われます。

たとえば、社長がプライベートでプレーしたゴルフ場の利用代金や営業部長に精算不要で毎月支給している「渡切交際費」は、交際費等ではなく給与となります。

給与に該当した場合は、原則として所得税を徴収する必要があります。また、その給与が役員給与の場合(定期同額給与に該当しないもの)は、損金の額にも算入できません。

(5) 広告宣伝費

多くの人に見て、宣伝目的で実績に応じて、一定割合を払い戻すことをいいます(リペート)とも呼ばれます)。売上割戻しは、金銭で支払う場合や3,000円以下の少額物品(ビール券等)で渡す場合は原則、交際費等となりません。ただし、金銭の交付等の代わりに、得意先の役員や従業員を旅行やスポーツ観戦等に招待した場合は交際費等となります。

(6) 売上割戻し

売上割戻しとは、得意先の販売額に応じて、一定割合を払い戻すことをいいます(リペート)とも呼ばれます)。売上割戻しは、金銭で支払う場合や3,000円以下の少額物品(ビール券等)で渡す場合は原則、交際費等となりません。ただし、金銭の交付等の代わりに、得意先の役員や従業員を旅



図表 交際費等の損金算入額のイメージ

